令和６年度 　吉川市立吉川中学校　部活動に係る活動方針

吉川市立吉川中学校

１　部活動の目的

スポーツや文化及び科学等に親しむ活動を通して、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養を図り、互いに協力し合って友情を深められるようにする。

２　吉川中学校の部活動

|  |  |
| --- | --- |
| 運動部 | 文化部 |
| 陸上競技部 | 吹奏楽部 |
| 野球部（令和４年度設立） | コンピュータ部 |
| サッカー部 | 美術部 |
| 男女ハンドボール部 | 家庭科部 |
| 男子バスケットボール部（令和４年度設立） | 科学部（令和４年度設立） |
| 女子バスケットボール部 |  |
| 男子バレーボール部 |  |
| 女子バレーボール部 |  |
| 女子ソフトテニス部 |  |
| 男女バドミントン部 |  |
| 男子卓球部 |  |
| 女子卓球部 |  |
| 剣道部 |  |

３　活動計画

⑴　毎月の活動計画を生徒及び保護者に公表します。

⑵　日々の活動内容をあらかじめ生徒に指導します。

⑶　毎月の活動計画及び活動実績の策定に当たっては、生徒の状況、学校の特色、各部活動の特性などを考慮します。

４　休養日

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえ適切な休養日を設定します。

⑴　平日（授業のある日）は、少なくとも１日を休養日とします。

⑵　週末（土曜日、日曜日、祝日等）は、少なくとも１日以上を休養日とします。ただし、週末に大会参加等で２日以上活動した場合、大会終了後の平日を休養日として振替えます。

⑶　長期休業中（夏休み等）も、⑴、⑵の休養日の設定と同様にします。また、学校閉庁日（８月中旬の４日間、１２月２９日～１月３日）は休養日とし、一定程度長期の休養期間を確保するため、活動を実施しないオフシーズンを計画的に設定します。た

だし、２週間以内に全国大会等への出場を控えている場合、休養日としない場合もあります。その場合は、保護者宛に連絡をします。

⑷　定期試験への対応

原則として、中間試験開始日の３日前から終了までの期間、期末試験開始日の４日前から終了までの期間は、休養日とします。

５　活動時間

⑴　平日（課業日）は、実活動時間２時間程度とします。（朝練習等も含む）

　　授業時間が半日の場合、原則として実活動時間３時間程度とします。

⑵　週末（土曜日、日曜日、祝日等）は、原則として実活動時間３時間程度とします。

⑶　長期休業中（夏休み等）は、原則として実活動時間３時間程度とします。

⑷　活動時間には、準備や片付けに必要とされる時間を含めません。なお、練習試合など通常とは異なる活動を行う場合は、⑵、⑶に規定する活動時間の限りではありません。ただし、生徒の過度な負担とならないよう配慮します。

６　大会等への対応

大会等の前の休養日及び活動時間については、４の休養日及び５の活動時間の限りではありません。ただし、生徒の過度な負担とならないよう配慮します。

７　事故防止及び健康管理

⑴　活動前に、使用する施設･設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努めます。

⑵　活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮などについて適切に判断します。

⑶　活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応します。

⑷　今年度は活動前の健康チェック、活動後の手洗いなど、感染症対策をしっかりと行っております。

８　部活動指導上の配慮事項

⑴　各部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施します。

⑵　適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施します。